

老人保健

平成20年3月まで

保険証

老人医療者証



2つを病院
窓口へ提示

後期高齢者医療

平成20年4月から

後期高齢者
保険証



病院窓口
へ提示

保険料は全員が納めます。

- 広域連合において県内均一の保険料率を決定します。保険料は被保険者一人一人に対して、その方の所得に応じて負担いただく部分（所得割額）と被保険者の皆さんに等しくご負担いただく部分（均等割額）との合計額となります。

愛媛県後期高齢者広域連合の定める保険料

均等割 41,659円／年（月額3,471円） 所得割率 7.85%

- 所得に応じて均等割額が軽減（7割・5割・2割）されます。また、保険料の限度額は年額50万円が上限となります。
- 年間18万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料を天引き（特別徴収）させていただきます。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分以上を超える場合には、天引きは行いません。また、年金から天引きされない方については、市町から送られてくる納付書または口座振替により納めていただきます。

社会保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、加入した月から2年間、均等割額が5割軽減されます。ただし、平成20年4月から9月までの6か月間は無料とし、平成20年10月から21年3月までの6か月間は、均等割額が9割軽減されます。

【対象者】 75歳以上（一定の障害があり老人保健の認定を受けていた65歳以上）の方で、平成20年3月31日または対象年齢に達する誕生日の前日に被用者保険（※国保は除く）の被扶養者となっている方

今後も詳しい内容について、お知らせをいたします。

【お問い合わせ】

愛媛県後期高齢者医療広域連合

〒799-2430 松山市北条辻6番地（松山市役所北条支所2・3F）

☎089-911-7733 FAX 089-911-7735 E-mail info@ehime-kouiki.jp

<http://www.ehime-kouiki.jp/>

（または、鬼北町役場町民課保険年金係 ☎45-1111 内線214）